

福井市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、告示の日からその効力を生ずるものとする。

平成22年7月16日

福井市長 東 村 新 一

次の区域の地先の公有水面埋立地340.36平方メートルを小丹生町55字佐武に編入する。

町	字
小丹生町	55字佐武
小丹生町55字佐武地先の海浜地である国有地	